

對しては、英國との場合の如く條約調印後二年以内に佛國政府が條約加入の申込みをなしたものゝみに適用することゝしたが、改正條約第十九條に於ては「アルゼリア」以外の佛國植民地、屬地及保護領に關しては斯かる加入の期限を定めず、今後何時にも兩國間の合意したる聲明により條約の一部又は全部を適用し、之に反し日本國の植民地及屬地には總て之を適用すべきことを規定した。尤も此の條項に基き明治四十四年八月十九日改正條約調印と同時に佛國政府は「ギアヌ」、佛領西部阿弗利加、赤道阿弗利加、「マルチニツク」、「サンピエール・エ・ミクロン」、「ヌーヴェル・カレドニー」、佛領印度、ソマリ沿岸、「レウニオン」、「マダガスカル」及「グアドループ」即ち佛領印度支那以外の諸植民地は全部加入せしめたることを聲明し、栗野大使は之に對し同意を與へた。

本邦にとり最も利益關係のある佛領印度支那に關しては、林外相時代巴里に於て明治四十年六月十日日佛協約が栗野大使と「ピション」(S. Pichon) 佛外相との間に調印せられた際、同時に佛領印度支那に關する宣言が調印せられた。右日佛協約は

- 一 清國の獨立及領土保全、並に支那に於ける各國の商業及國民に對する機會均等の主義を尊重すること。
- 二 兩締約國が主權、保護權又は占有權を有する領域に近接せる清國の諸地方に於て秩序及平和事態を確保すること。(右は佛國側に於ける支那國の雲南、廣西兩省に於ける特殊利益の尊重、日本側に於ける支那福建省に於ける特殊利益の尊重を意味した。)を主たる目的とし、同時に調印せられたる印度支那に關する宣言中には「日本國官吏及臣民は佛領印度支那に於て身體と財產保護とに關する一切の事項に付最惠國待遇を享くべく、又佛領印度支那臣民及保護民は日本帝國に於て是と同一の待遇を享くべし、但し本協定は明治三十二年八月四日調印の日佛通商航海條約の期限終了と共に其の效力を失ふ」と規定した。

然るに此の印度支那に關する宣言は日本にとり通商航海上利する所は殆どないものであつた。何故ならば此の宣言

は締約國民の身體及財產の保護に關する規定のみであつて、締約國民の入國、旅行、居住、產業權に付何等規定することなきのみならず、締約國船舶及製產物の待遇に付ても何等規定するところがない。其の結果小村條約改正當時印度支那に於て日本の國民、船舶、貨物は殆ど無條約國民と等しき差別待遇を受けて居た。殊に日本產物は無條約產物として取扱はれ最高稅率を受けて居た。依て小村條約改正の際小村外相は佛領印度支那に日佛條約を適用せんことを申入れ、以て斯かる差別待遇を除去せんことを企てたが、之に對し佛國政府は印度支那よりの主要輸入貨物たる米及穀の關稅が衆議院に於て每百斤六十四錢より一圓に引上げられたるを見て右加入の條件として右米穀の改正稅率を舊稅率に引戻すべきことを要求した。然るに右米及穀の關稅を協定することは條約改正準備委員會に於て絶對に不可と決定せるところであり、他面前述の如く日佛本條約の交渉は至難を極め、舊陸奧條約満了に至るも新條約が調印されざるが如き事態なりしを以て佛領印度支那加入に關しては充分に談判を行ふ餘裕もなかつた。依て日佛改正條約調印の際には、印度支那に關しては單に明治四十年の宣言を繼續することを協定するに止めた。斯くて印度支那に關する交渉は更に次の時期迄延引されたが、其後本邦に於ける米穀法の強化と共に益々多難となつた。

## 第八節 伊太利との條約改正交渉經過

### 第一款 伊太利關稅制度及日伊貿易關係

小村條約改正當時伊太利は獨逸を中心とする中歐關稅協定組織に屬し、關稅に付ては國定協定制度の下に、列國との間に一九一七年を以て満期とする附屬稅目表を有する多數の通商航海條約を締結して居た。陸奧條約時代伊太利は日伊改正條約に付最惠國待遇の交換を以て満足せず、條約實施後附屬議定書第一節により相互的基礎の下に關稅協定

を成立せしむべく彼我の間に交渉繼續せられた。先方よりは「サフラン」、ヴェニス珠、鉢釦、「ペター」、チーズ、ヴェルモット、マカロニー、オリーブ油、加工珊瑚、洋傘等の税率輕減を要求したるに對し、本邦側は扇子及團扇、羽二重、羽二重手巾に對し減税を要求した。然るに交渉纏らざりしに付終に明治三十八年十二月一日公文交換を以て交渉を打切ることとした。其後は彼我共陸奥條約中に在る最惠國待遇交換を以て満足し、伊國產品は日本に於て英獨佛との協定税率に均霑するに對し、本邦產品は伊國に於て中歐關稅諸國と締結せる多數の協定税率の利益に浴して居た。

然るに小村條約改正に於て陸奥條約中の協定税率が消滅すると、伊太利は最惠國待遇に依つて均霑してゐた英佛獨との協定税率の利益を失ふことになる。依て伊國は失づ日本が英獨佛との間に何れの程度の關稅協定を設定するやを見た上で其の態度を定めんとした。之が爲めに伊國との條約交渉の開始は遲延し、明治四十四年七月十六日(滿期日)に至るも新條約は成立を見るに至らなかつた。そこで明治四十四年七月十二日付を以て羅馬に於て伊國駐在林(權助)大使と伊國外務大臣「サンジユリアノ」との間に一般通商航海事項に關し無條件最惠國待遇の交換を約するところの暫定取極が調印せられた。其の後、大正元年十一月二十五日羅馬に於て前記林大使と外務大臣ランノンシアード外九名との間に改正通商航海條約が調印せられ、同條約は大正二年六月十七日至り漸く效力が發生するに至りたるに付暫定取極を廢止した。日伊改正條約は陸奥條約と異り關稅に關し最惠國條款交換の外日伊各特產物に付相互的に稅率協定を規定して居る。又日伊改正條約は前記伊國と中歐諸國との條約の關係上、一九一七年(大正六年)を以て満期とされた。

小村條約改正當時に於ける日伊貿易狀況を見るに明治四十、四十一年平均本邦より伊國への輸出額は一二、五七九千圓、之に對し伊國より本邦への輸入額八〇三千圓に過ぎず、而して伊國統計による右兩年度平均本邦より伊國への

純輸入額九、八六三千圓、伊國より本邦への純輸出額四四二千圓にして彼我の統計は大體に於て一致して居た。尤も本邦より伊國への輸出額が伊國に於ける純輸入額より多きは船便の關係上瑞西、墺地利行生絲等のものが本邦統計に於て伊國行として計算せらるゝ爲めとはねばならぬ。彼我貿易關係の強弱の程度を見る爲め彼我統計による相手國よりの純輸入額により比較すれば伊國の方が強者の地位にあり、其の比は一對一二・三である。尤も彼我貿易品の性質を考慮に入るゝときは本邦は伊太利に對し計數の示す如く不利の地位にある譯ではなかつた。即ち以上兩年平均伊國統計によるに本邦よりの純輸入額一萬圓以上の物品に付計算するに其の總額九、六七四千圓中無稅品は七、二六一千圓(内生絲五、一七八千圓、未加工珊瑚一、七五千圓)の多きに上り、有稅品は二、四一三千圓に過ぎない。有稅品の中にても銅塊錠(八五九千圓)、製帽用眞田(三六四千圓)、魚油(一一四千圓)等の必要原料品を差引き重稅を受くべき虞れる物品は絹織物(九八千圓)、漆器(一三七千圓)、扇子、團扇(一二七千圓)、絹手巾類(四一千圓)、籠及花筵(四三千圓)、陶磁器(四六千圓)、アンチモニー製品(九二千圓)等一、三七六千圓に達するに過ぎなかつた。之に對し伊國より本邦への輸入額五千圓以上の輸入品に付調查するに其の輸入總額六七五千圓中無稅品は植物性揮發油(一二千圓)、水銀(二六千圓)等四七千圓に止り有稅品は六二八千圓、フェルト帽子及帽體(二二五千圓)、傘用綿布及綿イタリアンス(一七七千圓)、アルミニューム塊及錠(六四千圓)、葡萄酒(二九千圓)、醫療器(一九千圓)、絕緣電線(一八千圓)、蔬菜罐詰(一一千圓)等六二八千圓に達し内アルミニューム以外は總て本邦に於て重稅を課しえべき性質のものであつた。

併しながら小村條約改正の際本邦は英獨佛と協定をなす際其の特產品を擇擇し協定したるに付最惠國條款により利益すべき伊國產品は上記重要輸入品中傘用綿布類及葡萄酒の二品に過ぎなかつた。之に反し本邦品は上記伊國への重要輸入中伊國と第三國との條約により無稅協定の利益を受くるもの五、一〇〇千圓又有稅品中第三國との協定あるも

の一、三一〇千圓（内稅率輕減をなすもの、二六七千圓）に上つた。即ち伊太利との間に無條約關係に陥るときは織物（主として羽二重とし、國定稅率每百基八〇〇リラ、協定稅率同上四五〇リラ）、麥稈眞田（國定四〇リラ、協定一〇リラ）、扇子精巧なるもの（國定二五〇リラ、協定一五〇リラ）、普通品（國定一〇〇リラ、協定九〇リラ）、絹手巾、漆器、竹籠及花筵、陶磁器、アンチモニー製品、加工せる珊瑚、銅塊等は總て協定稅率による利益を失ふことゝなるべきであつた。要するに伊國が關稅協定主義を採用せる結果、日本から輸出される大部分の物品は伊國と第三國との間に無稅據置又は稅率輕減の協定があつたのである。即ち若し新條約に於て日本の希望する如く單なる最惠國待遇の交換をなすことゝなると、日本の方が伊國の方よりも有利となるものと言はなければならぬ。即ち無條約關係になると本邦は伊太利への輸出有稅品額中一二六七千圓は直ちに差別待遇を受けることになり、之に反し伊國は輸入總額二〇六千圓だけ英佛との協定稅率を受けざることゝなるに過ぎない。又一步を進めて關稅戰爭をなす場合にも本邦の方が弱者の地位にあると言はざるを得ない。尤も關稅戰爭の場合には伊國產業の原料として甚だ必要なる未加工珊瑚の輸出を禁止する方法もあつたが、之は本邦法制上之れを實行すること甚だ困難なる事情があつた。

## 第二款 伊太利との條約改正交渉

小村條約改正の際日伊貿易關係の實情よりして伊國政府は陸奧條約改正の際よりも一層相互稅率協定の要求を固守した。本邦政府は直ちに其の要求に應じたが、伊國より本邦への輸入高僅少なるが爲め相互協定の目的となるべき物品を選擇するに困難を感じた。本邦としては伊國特產品に非ざるものと協定し、右協定の利益を第三國に占取せらるべきことを避けねばならぬ事情があつた。即ち之れを避くる爲めには當該物品の伊國よりの輸入額が本邦への輸入總額中の大部分を占むるものを見出さねばならぬが之は容易ならぬことであつた。結局兩國政府に於て努力を續けたる

後改正日伊通商航海條約に於ては改正日英條約に則り第五條第一項に於て相互の產品の輸入稅に關する最惠國待遇を規定する外、其の第二項に於て附屬協定稅目に關する規定を設けた。即ち甲號表に於ては日本へ輸入せらるゝ伊國產品に對する協定稅率を、乙號表に於ては伊國へ輸入せらるゝ日本產品に對する協定稅率を定めた。

附屬甲號表に於ては日本國關稅定率表番號三一の内二、甲、一罐詰の蔬菜、二、乙、一の内罐詰の果實、二、乙、四イの内シトロン、四ハマカロニー類、六四の内ヴエルモット及マルサラ、及同上二、甲、イの内樽入葡萄酒、九五の内柑橘屬果實より製せる揮發油、九八の内一、罐入又は樽入の阿列布油、二五八の内九、丙、三の内傘用綿布及繡子、三五八の内二、乙、一及二、フェルト製帽子及帽體、三五七の内二、丁の内アイボリーナット、鉢鉗及同上戊の内骨角製鉢鉗、四六九の内水銀の九稅目十七稅率に對して輕減又は無稅據置の協定を許すことゝした。而して右の内揮發油、阿列布油及水銀は改正國定稅率據置、葡萄酒、ヴエルモットは佛國と、傘用綿布は英國との協定重修に止まり、特に伊國の爲めに輕減せるは蔬菜及果實の罐詰、マカロニー類、フェルト帽子及帽體（以上國定稅率の二割五分減）、シトロン、マルサラ（以上國定稅率の三分の一減）、鉢鉗類（同上の三割五分減）だけである。

之に對し附屬乙號表としては臺灣芭蕉科纖維製眞田、羽二重、羽二重手巾、漆器（木製及紙製のもの）、竹製籠、麥稈及經木眞田及竹製扇子及團扇の伊國稅番九稅目十一稅率に付稅率の據置又は輕減をなした。尤も本條約第二十條第二項に於ては羽二重以外の絹織物及絹の分量一割一分を超ゆる交織物に對する關稅は相互に最惠國待遇の除外例とした。而して羽二重の協定稅率は瑞西との協定を重修せるもの（稅番一五六、三のイの内）羽二重手巾は羽二重の關稅に二割を附加せるもの、扇子及團扇（精なるもの第三國との協定一五〇リラを一〇〇リラに、普通のもの同上九〇リラを六〇リラに輕減す）麥稈眞田（第三國との協定一〇リラを五・〇〇リラに半減す）其の他の眞田（國定四〇・〇〇リラ、協定一〇・〇〇リラ即ち第三國との協定稅率を據置く）木製漆器（國定一〇〇・〇〇リラ、協定四〇・〇〇

リラ即ち第三國との協定を半減す)竹製籠類及花蓮(國定三〇・〇〇リラ、協定二〇・〇〇リラ即ち第三國との協定税率を更に三分の一減す)に付ては「其の他」眞田以外は總て第三國との協定以下に輕減せしめたものである。(明治四十四年二月外務省條約改正係調査、日伊通商關係参照)

尤も上記日伊協定税率を設くるに付最惠國待遇により第三國品をして均霑せしめざるが爲めに彼我とも努力し伊國側に於ては本邦產品の特色を協定中に掲ぐる爲め麥稈眞田は六條裸麥製に限ることゝし、以て支那產歐洲產等をして均霑せしめざることゝした。扇子及團扇は竹製又は竹骨製とし、西、葡等の木骨製のものより區別し、漆器は日本漆を塗りたるものとし、獨逸產等より區別し、羽二重は一平方メートル四十「グラム」を超える練羽二重(目付約九・一匁付以下のもの)に限定した。本邦側に於ても其の協定の範圍を伊國特產品に限定するの方針を採用したが伊國側設置し、伊國は最惠國待遇によつて均霑するに過ぎざりしも、伊國は英、佛、獨等多數の協定税率に均霑し得たから、結局之れに満足することゝなつた。之れに反し小村條約改正となると本邦は英佛獨三國に對し其の特產物のみに付協定税率を設くるの方針を採用したから伊太利は最惠國待遇に依つて大なる利益を獲得することが不可能になつた。他面伊太利と日本との貿易關係は伊太利の方が強者の關係にあつたから、日本は伊太利に對して貿易關係は未だ不充分なるに拘らず互惠の基礎の下に協定税率を結ぶの已むを得ざるに至つたものである。

## 第九節 米、英、獨、佛、伊以外の諸國との條約交渉經過

### 第一款 概 説

小村外相は米、英、獨、佛、伊以外の陸奥條約改正國中丁抹、瑞典、諾威、白耳義、和蘭、瑞西、西班牙、葡萄牙、瑞地利洪牙利の九ヶ國に對しても夫々條約規定に從ひ明治四十三年七月十七日又は八月四日廢棄の通告を行ひ、當該國駐在本邦大公使をして條約改正を交渉せしむることゝした。當時是等諸國と本邦との貿易關係は次表の如くであつた。

國名	本邦よりの輸出額		本邦への輸入額		輸入に対する比率
	本邦側統計 によるもの	當該國統計 によるもの	本邦側統計 によるもの	當該國統計 によるもの	
丁抹	九一	五〇	九四	(一・〇)	(一・〇)
瑞典	六	一、六九八	一、六九八	(三・四・〇)	(八・三・〇)
諾威	一、一五五	六、三四一	六、九六〇	七、〇五一	一・一
白耳	三四九	四七〇	四一四	三八〇	〇・八
義和蘭	二、五〇〇	二、四七六	二一、二三〇	一七、一六八	六・九
瑞西	五五	二、七六六	一、九〇三	四、二八三	〇・八
西班牙	三九六	二六七	四四一	三九三	一・七
葡萄牙	八	一一一	一一七	(二・八)	